

大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例（条例比較表）

修正前 <3月15日条例原案>	修正後 <3月19日条例最終案>
<p>前文 (略)</p> <p>そのためには、市町村自らが、さらなる行財政の改革やデジタル技術の活用、企業等との連携を図るとともに、地域の状況によっては、効率的な人員や施設の配置等が可能となる広域連携や、行財政基盤の強化などを図ることができる市町村の合併に取り組むことが必要となってくる。</p> <p>(略)</p> <p>(市町村の財政収支等の将来の予測)</p> <p>第七条 府は、基礎自治機能の充実及び強化に向けて、<u>市町村に対し、当該市町村の財政収支をはじめとする将来の予測を行うよう求めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(市町村の気運の醸成)</p> <p>第八条 府は、<u>将来の基礎自治機能の在り方</u>について市町村自らが住民とともに議論し、必要な施策が適切に実施されるよう、気運の醸成に努めるものとする。</p> <p>(住民の理解の増進)</p> <p>第十一条 府は、基礎自治機能の充実及び強化の重要性について、住民の理解を深め、その協力を得ることができるよう、<u>情報の発信、情報の提供</u>その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>前文 (略)</p> <p>そのためには、市町村が、さらなる行財政の改革やデジタルなどの新技術の活用、企業等をはじめとした地域社会の多様な主体との連携や協働を図るとともに、地域の状況によっては、効率的な人員や施設の配置等が可能となる広域連携や、行財政基盤の強化などを図ることができる市町村の合併に取り組むことが必要となってくる。</p> <p>(略)</p> <p>(市町村の財政収支等の将来の予測)</p> <p>第七条 府は、基礎自治機能の充実及び強化に向けて、<u>市町村が</u>財政収支をはじめとする将来の予測を行うことができるよう、<u>情報の提供、市町村との連携その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(市町村の気運の醸成)</p> <p>第八条 府は、基礎自治機能の<u>充実及び強化</u>について市町村自らが住民とともに<u>丁寧な議論を行い</u>、必要な施策が適切に実施されるよう、気運の醸成に努めるものとする。</p> <p>(住民の理解の増進)</p> <p>第十一条 府は、基礎自治機能の充実及び強化の重要性について、住民の理解を深め、その協力を得ることができるよう、<u>市町村の取組等に関する情報の発信及び提供</u>その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

(組織及び運営の合理化に関する技術的助言等)

第十二条 府は、市町村からの求めに応じ、市町村の組織及び運営の合理化に関する技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広域連携に関する技術的助言等)

第十三条 府は、市町村からの求めに応じ、広域連携に関する技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村の合併に関する技術的助言等)

第十四条 府は、市町村からの求めに応じ、市町村の合併に関する技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な市町村の合併に関する支援等)

第十五条 (略)

2 知事は、市町村合併円滑化等支援計画を策定し、又は変更した時は、遅滞なく、これを公表するものとする。

(略)

(市町村合併円滑化等支援計画)

第十六条 市町村合併円滑化等支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

(組織及び運営の合理化に関する技術的助言等)

第十二条 府は、市町村からの求めに応じ、市町村の組織及び運営の合理化に関する技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援措置を講ずるものとする。

(広域連携に関する技術的助言等)

第十三条 府は、市町村からの求めに応じ、広域連携に関する技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援措置を講ずるものとする。

(市町村の合併に関する技術的助言等)

第十四条 府は、市町村からの求めに応じ、市町村の合併に関する技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援措置を講ずるものとする。

(自主的な市町村の合併に関する支援等)

第十五条 (略)

2 知事は、市町村合併円滑化等支援計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(略)

(市町村合併円滑化等支援計画)

第十六条 市町村合併円滑化等支援計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

(本部の所掌事務)

第十九条 (略)

一 (略)

二 市町村合併円滑化等支援計画の案の作成及び実施の推進に関する事務

三 市町村合併円滑化等支援施策の総合調整及び実施状況の評価に関する事務

四 前三号に掲げるもののほか、基礎自治機能の充実及び強化を図るために必要な施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務

(本部の所掌事務)

第十九条 (略)

一 (略)

二 広域連携の促進に関する事務

三 第十五条第一項に規定する市町村合併円滑化等支援計画の案の作成及び実施の推進に関する事務

四 第十五条第三項に規定する市町村合併円滑化等支援施策の総合調整及び実施状況の評価に関する事務

五 前各号に掲げるもののほか、基礎自治機能の充実及び強化を図るために必要な施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務